

	<b>号外</b> 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2751 2025年 12月19日	賃金・労働条件改善は「春闘」から。まだまだ生活は苦しい。一層の賃金改善に向け「春闘」に結集を！

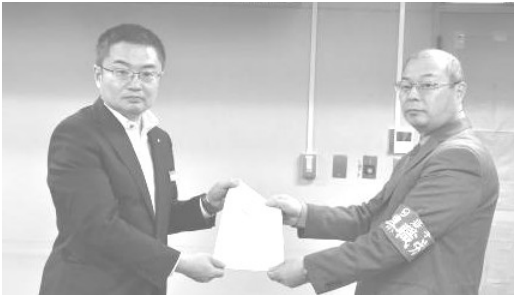
12.10人事異動要求書提出

2月27日の人事異動内示を！

# 1日でも早い異動内示を！

遅くとも **内示日から発令日まで最低1ヶ月** の確保を強く要求

県職労は12月10日、「早期内示・異動期間の確保」、「本人希望の尊重」等を柱とする人事異動に関する要求書を提出。畠山人事課総括課長に現時点の基本姿勢を確認したうえで要求を行った。また、各合同庁舎総合案内員について、全庁舎での配置継続を求める署名（第2次）を提出し、再考を求めた。概要は次のとおり。



畠山人事課総括課長(左)に要求書を手交する小田嶋委員長(右)

## ① 内示時期

(県職労) 2026年度定期人事異動について、遅くとも2月27日までに内示すること。また、これまで3月1日までの内示が不可能な場合は内示日から発令日まで最低でも3週間を確保するよう求めてきたが、異動に伴う転居がある場合、3週間でも不十分であることから、**内示日から発令日まで少なくとも1か月以上の期間を確保すること。**

(人事課) 人事異動作業については、鋭意作業中であり、現時点で内示日がいつになるかを申し上げることはできないが、過去の経緯も踏まえ、内示日から発令日までに一定程度の期間を確保することも含め、できる限り配慮していきたい。

## ② 本人希望の尊重

(県職労) 職員の家庭や個々の事情について十分に把握したうえで、本人希望を尊重すること。また、**長距離通勤を強いたり、子育てや介護、病気療養といった事情を抱える職員が不利益を被るような人事異動は避けること。**



人事課総括課長の姿勢を質す県職労交渉団

(人事課) 人事



回答する畠山人事課総括課長

異動に当たっては、本人の希望や家庭事情、単身赴任の状況、子育て、介護、病気療養の状況などを把握し、**長距離通勤を強いることの無いよう、また、できる限り家庭事情等を考慮した配置に努めたいと考えている。**一方で、全ての職員の皆さんの意向に沿うことは難しいことも御理解いただきたい。

(裏面に続く)

### ③ 出向・派遣

(県職労) 各種団体、法人等への派遣者に対し、勤務労働条件の違いを説明して本人の同意を得ているとは言い難いため、派遣先の勤務労働条件について記載した書面を交付のうえ説明を行うこと。また、小規模町村支援のためのスポット派遣についても、1ヶ月以上前に勤務労働条件について記載した書面を交付のうえ本人への説明を行い、同意を得ること。

(人事課) 派遣者の選考は、本人の希望等を踏まえて行っているほか、早い段階で本人にお伝えし、公益法人等派遣法などの規定に従い、同意を得た上で行っている。派遣先の勤務労働条件についても、公益法人等派遣法に基づき、書面により明示した上で説明を行っている。また、小規模町村支援のためのスポット派遣についても、可能な限り早い段階で本人に派遣先等をお伝えしているが、引き続き、法律等の趣旨を踏まえ、適正な職員派遣を行っていく。

## 総合案内員継続署名(第2次)268枚・1,816筆提出

総合案内員 **当局** 廃職譲らず・「職員負担軽減策」も示さず  
総合案内員 **県職労** 現場軽視の決定は到底納得できない!

(県職労) 各合同庁舎「総合案内員」について、11月7日の総務部長交渉では土木センターが総務系の業務を担う北上・遠野・千厩の3合同庁舎のみ来年度において任用継続とされた。当事者にとっても、職場に残される他の職員にとっても、到底納得できるものではないため、今回第2次署名を提出したところである。改めて、各合同庁舎の総合案内員及び総合案内窓口配置継続を求める。

(人事課) 総合案内員については、課題認識を踏まえ、ふるさと振興部を中心に検討を進めてきた。本日も署名をいただいたところであるが、慎重に検討を重ねた結果、来年度の配置については、土木センターが総務系の業務を担っている、北上・遠野・千厩の3地区については、任用を継続することとしたもの。なお、総合案内員によらない体制へと移行する地区においては、DXの進展に伴う案内方法の変更、情報公開事務の効率化等の見直しを進めることとしており、県民サービスの維持・向上と職員負担の軽減に向けて今後も取り組んでまいりたい。

(県職労) 廃職となる総合案内員への配慮や廃職により業務が増となる職員への配慮が全くない。業務負担が生じない対策も具体的な内容でなく、説明になっていない。廃職ありき、現場軽視の回答であり、到底納得できない。改めて再考を求める。

小田嶋委員長から、当事者の職がなくなることは勿論、廃職後の業務をどう考えるのか示されないことは大きな問題である。現場にしわ寄せがいかないよう、改めて継続について再考するよう伝え、今後事務的に協議を継続する旨、申し入れた。



島山人事課総括課長(左)に第2次署名を手交する小田嶋委員長(右)